

下請適正取引ガイドライン をご存じですか？

国は、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため、業種別の「下請適正取引ガイドライン」を策定し、それぞれの業種の特성에応じて下請代金法や独占禁止法上問題となる行為の具体的な解説を行うとともに、望ましい取引事例(ベストプラクティス)を紹介しています。

これまで、16業種について策定されています。

- ①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作業

こんな お悩み はありませんか？

原材料価格の高騰分を価格転嫁できない。

親事業者から一方的にコスト削減を迫られている。

契約内容が書面化されておらず、あいまいだ。

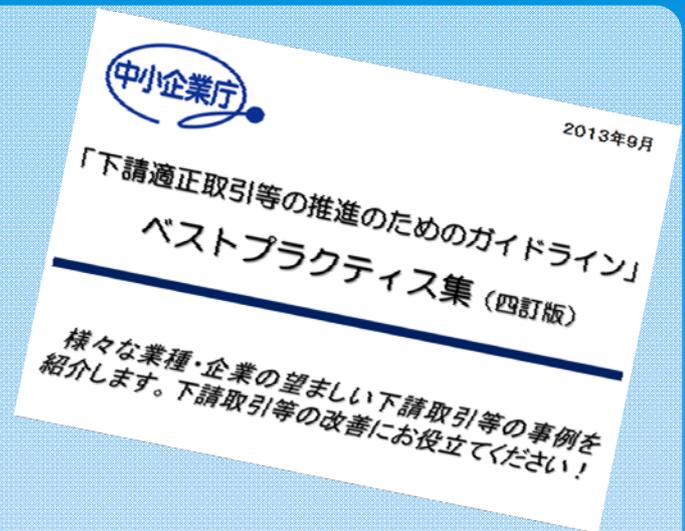
原材料価格が高騰したことを受け、価格の協議を四半期毎にしています。

親事業者と協議して、調達方法や製造方法を見直し、原価を低減しました。

不良品に関する補償の責任分担等をあらかじめ基本契約書に決めています。

「下請適正取引ガイドライン」には皆様と同じ悩みをもった中小企業が親事業者と協力し、問題解決に向けて取り組んだ事例等、皆様の取引の改善にお役立ていただける情報が載っています。

各業種毎のベストプラクティス(望ましい取引事例)をまとめた『「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集(四訂版)』を作成・公表しておりますのでご参照ください。



<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/130902shitauke.htm>

各業種別ガイドラインの内容につきましては、以下の業所管課へお問い合わせください。

TEL.03-3501-1511(代表)

【素形材】製造産業局 素形材産業室 【自動車】製造産業局 自動車課
【産業機械・航空機等】製造産業局 産業機械課、航空機武器宇宙産業課
【繊維】製造産業局 繊維課 【情報通信機器】商務情報政策局 情報処理振興課
【情報サービス・ソフトウェア】商務情報政策局 情報処理振興課
【広告】・【アニメーション制作】・【印刷】商務情報政策局 文化情報関連産業課
【建材・住宅設備産業】製造産業局 住宅産業窯業建材課 【鉄鋼】製造産業局 鉄鋼課
【化学】製造産業局 化学課 【紙・加工品】製造産業局 紙業生活文化用品課

【建設】国土交通省 土地・建設産業局建設業課

TEL.03-5253-8111(代表)

【トラック運送】国土交通省 自動車交通局 貨物課

TEL.03-5253-8111(代表)

【放送コンテンツ】総務省 情報流通行政局 コンテンツ振興課

TEL. 03-5253-5111(代表)

また、中小企業庁では、「下請代金支払遅延等防止法」の説明に加え、「下請適正取引ガイドライン」を業種毎の特性を考慮して解説する説明会・出張説明会を行っています。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

中小企業庁事業環境部 取引課

TEL:03-3501-1669(直通)